

公営住宅法上の収入(政令月収)の計算方法について

◎みなさんの収入(政令月収)は、次の算定式により求められます。

(注1) 収入のある方が2人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計します。

(注2) 1人につき、複数の所得がある場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計してください。

$$\frac{\text{年間総所得} - (\text{同居者数} + \text{別居扶養親族数}) \times \text{親族控除額} - \text{特別控除}}{12 \text{ヶ月}} = \text{入居者の収入}$$

一般階層の場合は収入(政令月収)が15万8千円以下、裁量階層の場合は収入(政令月収)が21万4千円以下の方が申し込みできます。

○裁量階層とは…

次のいずれかの事項に該当する世帯は裁量階層となります。

- ・入居者又は同居者に障害者基本法第2条に規定する障がいのある方がいる場合
(身体障害)：身体障害者手帳「1級から4級まで」の交付を受けた方
(精神障害)：精神障害者保健福祉手帳「1級又は2級」の交付を受けた方
(知的障害)：重度又は中度の知的障害者(児)と判定された方
- ・入居者本人が60歳以上で、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上である場合
※昭和31年4月1日以前に生まれた方は、60歳以上とみなします
- ・入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が国土交通省令で定める程度の方がいる場合
- ・入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる場合
- ・入居者又は同居者に海外からの引揚者で日本に引き揚げ後、5年を経過していない方がいる場合
- ・入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等がいる場合
- ・同居者に小学校就学前の子がいる場合

○給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～ 650,999円	年間総所得金額＝0円	
651,000円～1,618,999円	年間税込総収入金額－650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得金額＝969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得金額＝970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得金額＝972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得金額＝974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	年間税込総収入金額を4,000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4,000を掛け戻して得た額を右のAとする。	A×0.6
1,800,000円～3,599,999円		A×0.7－180,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×0.8－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	年間税込総収入金額×0.9－1,200,000円	
10,000,000円以上	年間税込総収入金額×0.95－1,700,000円	

○年金所得者の所得の求め方（遺族、障害者年金の所得は0円です。）

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,200,000円	年間総所得金額＝0円
	1,200,001円～3,299,999円	年間税込総受給額－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－785,000円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額×0.95－1,555,000円
65歳未満	0円～ 700,000円	年間総所得金額＝0円
	700,001円～1,299,999円	年間税込総受給額－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－785,000円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額×0.95－1,555,000円

○事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額（収入金額－必要経費）

◎控除対象者・控除額一覧表

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

区分		控除を受けられる方	控除額
1 親族	同居人	本人以外で公営住宅に入居している方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族	公営住宅には入居していないが、所得税法上の扶養親族である方	
特別控除	2 老人扶養親族	70歳以上の扶養親族又は控除対象配偶者	1人につき 10万円
	3 老人控除対象配偶者		
	4 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者は除く)	1人につき 25万円
	5 寡婦	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 『夫と死別、離婚をした後婚姻していない方』で、『扶養親族又は所得金額38万円以下の生計を一にする子を有している方』 ② 『夫と死別した後、婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、所得金額が500万円以下の方	1人につき 27万円まで (所得金額27万円未満の時はその額)
6 寡夫	本人又は同居人のうち、次に該当する方 『妻と死別、離婚をした後婚姻していない方又は妻の生死が明らかでない方』で、所得金額38万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方		

	<p>7 障害者</p> <p>8 特別障害者</p>	<p>本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方</p> <p>① 心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。</p> <p>② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち1級の方は特別障害者となります。</p> <p>④ 身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。</p> <p>⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第一号表ノニの特別項症から第三項症までの方は特別障害者となります。</p> <p>⑥ 原子爆弾被爆者に対する救援に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。</p> <p>⑦ 常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。</p> <p>⑧ 65歳以上で市町村長又は、福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。このうち、①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。</p>	<p>障害者の場合は1人につき</p> <p>27万円</p> <p>特別障害者の場合は1人につき</p> <p>40万円</p>
--	-----------------------------	---	---

○特別控除（2～8）は、所得税法上認定された方であることが必要です。

収入（政令月収）の計算例

計算例 1

家族構成 本人（43歳）会社員 年間税込総収入金額 2,859,860円
妻（42歳）無職
子A（20歳）会社員 年間税込総収入金額 1,550,000円
子B（17歳）高校生 特定扶養親族控除に該当

○ 所得の計算

本人 2,859,860円→2,856,000円×0.7−180,000円=1,819,200円（年間総所得金額）

子A 1,550,000円→1,550,000円−650,000円=900,000円（年間総所得金額）

○ 収入（政令月収）の計算

$\{(1,819,200円 + 900,000円) - (3人 \times 380,000円) - 250,000\} \div 12ヶ月$
=政令月収 110,766円（β2）・・・申込可

計算例 2

家族構成 本人（35歳）会社員 年間税込総収入金額 3,446,000円
妻（32歳）パート 年間税込総収入金額 1,440,000円
子（3歳）未就学児童

○ 所得の計算

本人 3,446,000円→3,444,000円×0.7−180,000円=2,230,800円（年間総所得金額）

妻 1,440,000円−650,000円=790,000円（年間総所得金額）

○ 収入（政令月収）の計算

$\{(2,230,800円 + 790,000円) - (2人 \times 380,000円)\} \div 12ヶ月$
=政令月収 188,400円（β6）・・・申込可（裁量階層のため）